

復興推進体制の構築

県は、発災と同時に災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事できる全職員を対象とした非常配備体制を敷いた(詳細は「テーマ」災害対策本部の設置・運営参照)。3月14日から5月8日までの間に、延べ1430人の職員動員を行った。災害対策本部は、被災地の応急復旧が完了するまでの業務が主であり、被災地の本格的な復興を推進するためには、中長期的な視点に立った核となる組織が必要であった。4月22日、県は「宮城県震災復興計画」の推進と復興施策の確実な実施、総合調整を行う組織として「宮城県震災復興本部」を設置した。これに伴い、「企画部」を再編し「震災復興・企画部」を設置、部内の組織についても再編を行った。7月1日には、4月から延期していた職員の定期人事異動を実施するとともに、総務部危機対策課に「震災対策チーム」を保健福祉部に「震災援護室」を、土木部に「復興まちづくり推進室」を設置し、復興に向けた組織体制を整備した。さらに9月1日には、被災地からの震災廃棄物の撤去を速やかに行うため

年		H23	
月	日	月	日
3	14	3	14
4	22	4	22
5	23	5	23
6	14	6	14
7	1	7	1
8	30	8	30
9	1	9	1
11	21	11	21
12	1	12	1

主な県の対応等

- 3月14日 ①災害対策本部事務局への大規模な職員配置を開始(5月8日まで延べ1430人)
- 4月22日 ①「宮城県震災復興本部」を設置
- 5月23日 ①「企画部」を再編し「震災復興・企画部」を設置
- 6月14日 ①「企画総務課」を「震災復興・企画総務課」に改称
- 7月1日 ①「政策課」を「震災復興政策課」に再編
- 7月1日 「地域振興課」を「地域復興支援課」に再編
- 7月1日 「震災復興に関する推進役を担う「震災復興推進課」を設置
- 7月1日 「職員の健康調査を実施(9月3日)
- 8月30日 ①左記四つの検討・推進部会を設置
- 9月1日 復興に関する提案事業等検討部会
- 9月1日 産業・雇用再生検討部会
- 9月1日 生活者支援検討部会(後に「被災者生活支援実施本部」)
- 9月1日 復興地域づくり検討部会(後に「まちづくり住宅整備推進本部」)
- 10月1日 ①4月実施を延期していた職員の定期人事異動を実施
- 10月1日 総務部危機対策課に「震災対策チーム」を設置
- 10月1日 保健福祉部に「震災援護室」を設置
- 10月1日 土木部に「復興まちづくり推進室」を設置
- 11月21日 (仮称)東日本大震災メモリアルパーク検討部会を設置
- 12月1日 環境生活部に「震災廃棄物対策課」を設置
- 12月1日 環境生活部の「原子力安全対策室」を改編し「原子力安全対策課」を設置
- 12月1日 東日本大震災復興関連事業平成23年度第3次補正予算が成立
- 12月1日 ①宮城県震災復興本部の下部組織として「被災者生活支援実施本部」を設置

環境生活部に「震災廃棄物対策課」を設置する等、その後も復興の進捗に合わせた課題解決のために組織改編を行った。

震災復興本部には当初四つの作業部会が設けられたが、そのうち、「生活者支援検討部会」は「被災者生活支援実施本部」に改組した。県内の避難所が閉鎖されるにつれて、「応急仮設住宅での生活が長期化することが想定されており、その生活支援が大きな課題となっていたためである。同本部は、その後令和2年度末まで36回の会議を重ね、被災者の生活再建に係る様々な課題の解決を図った。

また、「復興地域づくり検討部会」は「まちづくり住宅整備推進本部」に改組、まちづくりに係る課題への対応策を検討し、国への要望活動を強化した。平成25年2月、国への要望活動が実現し、復興基金交付金(津波被災住宅再建支援分)709億円が県に対して交付され、これに県の復興基金19億円を加えた728億円を県から各市町に交付することとなった。その後、まちづくり・住宅整備推進本部は、復興まちづくり事業カルテの公開、防災集団移転による移転元地活用を検討するためのワーキンググループの設置等、被災地のまちづくりに関する取組を庁内横断的に展開する役割を果たした。

R3		R1/H31		H25				H24			
7	4	3	5	7	4	3	2	11	10	4	1
28	1	31	27	4	1	25	7	1	22	1	10
<ul style="list-style-type: none"> 「みやぎ被災者生活支援ガイドブック」を発行 「東日本大震災復興特別区域法」が施行 宮城県民間投資促進特区検討部会を設置 総務部危機対策課に「災害対策検証・記録チーム」を設置 土木部に「復興住宅整備室」を設置 宮城県震災復興本部の下部組織として「まちづくり住宅整備推進本部」を設置 農林水産部に「漁港復興推進室」を設置 ①国が復興基金交付金(津波被災住宅再建支援分)を交付 「復興まちづくり事業カルテ」を公表 宮城野原地区広域防災拠点整備推進部会を設置 「復興まちづくり事業カルテ」を公表 農林水産部に「農地復興推進室」を設置 「まちづくり住宅整備推進本部」内に移転元地活用五つのワーキンググループを設置 震災総括検証作業部会を設置 「まちづくり住宅整備推進本部」を廃止 「復興・危機管理部」を新設し、「復興・危機管理総務課」「復興支援・伝承課」「防災推進課」「消防課」「原子力安全対策課」の5課を置く 「震災復興・企画部」の名称を「企画部」に変更 「被災者生活支援実施本部」を「被災者生活支援部会」へ移行 復興庁が「土地利用推進プラットフォーム会議」を設置 											



移転元地の利活用の例: JRフルーツパーク仙台あらはま(仙台市)



移転元地の利活用の例: 千年希望の丘(岩沼市)



行政庁舎2階に設置された災害対策本部事務局



県災害対策本部会議の様子

何が起こっていたのか

災害対策本部に人が足りない

平成23年3月14日～5月8日

県災害対策本部への職員配置を開始

県は、発災と同時に県災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事することのできる全職員を対象とした非常配備体制を敷いた。3月14日からは、災害対策本部からの要請に基づき大規模な職員配置が行われた。3月22日までは24時間3交代制、その後4月14日までは16時間2交代制でシフトを組んだ。災害対策本部への職員配置は5月8日まで行われ、本庁各課(室)及び地方機関から延べ1430人の職員動員を行った。

人事課職員

「災害対策本部が本格的に動き出すと、いろいろな情報がそこに集まるようになっていくのですが、訓練で想定していた業務量をはるかに超えていたので、応援を出さないと災害対策本部がもたないという話になりました(詳細はテーマ「災害対策本部の設置・運営」参照)。「人が足りない」「体制を直ちに組まない」となどの声があり、災害対策本部を24時間動かすために、各部署から人を集めるというミッションが人事課にきました」

「まずは危機対策課の総括に『何人必要ですか』『どのチームに、どんな人が、何人ほしいのですか』と聞いて、各部署に交渉に行きました。最初は各部署が『まあ、仕方がないな』と応じてくれましたが、時間がたつにつれ、私がくると『応援を出してくれ』と言われるというイメージを持たれてしまい、嫌が

られました。各部署の職員は災害対応以外に本来業務がありますが、『今どちらをやらなければいけないか、ということを考えていただけられないでしょうか』とお願いしながら、『応援を何人派遣してください』と交渉しました」

「当時一番問題だったのは、応援職員は配置に着いて最初に何をやらなければならないのか分からないので、メンバーが交代する度にそのチームのパフォーマンスが落ちるということでした。応援職員からは『何をしたらいいのかわからないのに、あれやれ、これやれと矢継ぎ早に言われた』『県民からの苦情の電話を受け続けるような仕事を急に応援に入った職員にやらせるのか』などと訴えがありました」

「シフトが何回転かしてくると、現場をうまく回せる職員が明確になってきたのか、災害対策本部からは『何課の誰々をこのチームに入れてください』と指名がくるようになりました。そうなるのと、人事課としてお願いのハードルが高くなるので大変ではありましたが、組織のパフォーマンスとしてはそのほうが上るので、派遣期間の中盤・後半は、指名された職員の応援派遣をお願いしていました」

被災地の本格的な復興に向けて

平成23年4月22日

宮城県震災復興本部の設置と組織改編

県災害対策本部は、被災地の応急復旧が完了

めて、翌年の4月に行うというのが通常のやり方です。3月11日に発災して、4月22日に組織改編をやるというのはレアケースで大変な作業でした」

「最初に県として震災復興本部を作るかどうかを検討した際に、兵庫県の事例があったので、兵庫県の担当の方に連絡をして、どのような考え方で対応したのかを聞きました」

「兵庫県の場合は、既存組織を残しつつ、復興本部のために復興業務を取りまとめる組織を新たに置く形でした。そのような形も含めて検討を重ね、復興業務の取りまとめは企画部が担うこととし、震災復興・企画部と名称を変え、それぞれの部署が継続して復興の業務を行う形をとりました」

「災害対応業務が膨大になる中で、既存の組織・人員の中でとれただけそれを飲み込めるのか。飲み込めないとなった場合、当然ブラスアルファの人員を割かなければいけないので、その場合、新しいセクションを作れば済む話なのか、あるいはそこに新しい指揮命令権者を置いて、災害対応を分離してやったほうが効率的なのか等々、様々な検討を行いました。他県から応援にきていただいている職員を含めて、どう組み合わせれば新たな業務に対応できるのかを総合的に判断して、組織づくりを行いました」

震災復興推進課職員

「宮城県の場合は、全職員一人一人が復興の任に当たるといって、知事をはじめとした幹部の意向がありましたので、このような組織になったと理解しています。逆に言えば、一人一人が言い訳できないわけです。自分の部署の仕事だけではなくて、全職員が復興に責任を持つということをメッセージするための組

体制図

宮城県震災復興本部

本部長：知事、副本部長：副知事(第1順位、第2順位)
本部長：公営企業管理者、教育長、総務部長、震災復興・企画部長、環境生活部長、保健福祉部長、経済商工観光部長、農政部長、水産林政部長、土木部長、会計管理者、出納局長、企業局長、警察本部長

被災者生活支援実施本部

実施本部長：副知事(総務企画一般を担当する副知事)
副実施本部長：震災復興・企画部長
実施本部長：震災復興・企画部次長、保健福祉部次長、教育次長、市町村課長、危機対策課長、震災復興推進課長、地域復興支援課長、総合交通対策課長、情報政策課長、共同参画社会推進課長、保健福祉総務課長、震災援護室長、社会福祉課長、医療政策課長、長寿社会政策課長、健康推進課長、子育て社会推進室長、障害福祉課長、精神保健推進室長、富県宮城推進室長、雇用対策課長、水産林業政策室長、住宅課長、教育企画室長、警察本部総務部総務課長

まちづくり・住宅整備推進本部

推進本部長：知事
副推進本部長：副知事(第1順位、第2順位)
推進本部長：教育長、総務部長、震災復興・企画部長、環境生活部長、保健福祉部長、経済商工観光部長、農政部長、水産林政部長、土木部長

出典：宮城県ウェブサイト

人事課職員

「組織改編は、夏ぐらいから詳細な検討を始

するまでの間、被害状況の収集や関係機関との連絡調整、災害救助、避難住民等への救援物資の手配等を行うことが主な役割であった。一方、被災地の本格的な復興を推進するためには、中長期的な視点に立った核となる組織が必要であった。4月22日、県は「宮城県震災復興計画」(4月12日素案策定)の推進及び進行管理、復興施策の確実な実施と総合調整を行う組織として、「宮城県震災復興本部」を設置した。

宮城県震災復興本部の設置に伴い、復興に関する総合的な企画及び連絡調整を行う組織として「企画部」を同日付けで再編し「震災復興・企画部」を設置するとともに、部内の組織について下記のとおり再編を行った。

人事課職員

「組織改編は、夏ぐらいから詳細な検討を始

員って強いな」と感じた記憶があります。ただし、津波の被害を受けていない本庁と、気仙沼や石巻のように津波の被害を受けた事務所を比べると、やはり沿岸部の職員のほうが数値が高めに出ていました」

「各県から保健師や精神科医の方々に応援にきていただいていたので、専門家に話をしたいという職員には日程調整をして面接を受けてもらいました。仕事上の問題でも個人的な悩みでも、適切な相談体制が取れるように対応しました。職員が健康で元気に県民の皆様に対応していくためには、個人的な悩みであっても、それを誰かに相談して職員が自分で納得して仕事ができるようにするのが本来の健康ケアだと思えますので、それを実践しました」

支援団体・企業からのよろず相談窓口について

平成23年6月～9月

震災復興推進課の役割

宮城県震災復興本部の事務局業務を担当したのは震災復興推進課であった。県震災復興本部には、各種団体や企業から様々な相談、依頼があり、担当課を決めるまでの間、震災復興推進課が全ての調整を行うこととなった。

震災復興推進課職員

「国(宮城現地对策本部)との調整は推進課がほとんどを担っていました。『今日はここ、明日はここに行きたいから調整してください』など時間を問わない要請に対して、可能な限り庁内調整に取り組みました。他は課の名前に合った仕事があるんですが、推進課には毎日いろんなオーダーが入り、それを少な

震災復興・企画部の概容

組織名	新設及び再編目的
(改称) 震災復興・企画総務課	「企画総務課」を「震災復興・企画総務課」に改称
(新設) 震災復興推進課	県震災復興本部の運営、国の復興構想会議との調整等震災復興の推進役を担うため新設
(再編) 震災復興政策課	震災復興に向けた10年間のロードマップである県震災復興計画の策定、進行管理等を担うため「政策課」を「震災復興政策課」に再編
(再編) 地域復興支援課	被災した市町村の震災復興計画の策定に係る支援、被災者の二次避難の総合調整を担うため、「地域振興課」を「地域復興支援課」に再編

出典：宮城県ウェブサイト

い課員で対応しました」

「震災復興本部には、形に残っていない仕事がたくさんあります。震災復興本部という看板を掲げていますので、マスコミの取材もきますし、日本全国、場合によっては海外からもいろいろな相談や提案、要望や苦情に近いものまで、様々な案件がきました。例えば全国の新聞社が復興のためのシンポジウムを企画していました。シンポジウム自体は大変ありがたいんですが、知事に出席していただきたいという要望に対しては、推進課が調整を行っていて、かなり大変でした」

「よろず相談窓口みたいなものです。皆さん被災地を支援したいという気持ちがありますから、予約なしに相談にこられても、その都度、一つ一つ対応しました。他の部署は所管業務が明確で、それぞれ復興に必要な業務でしたし、そうなること一番融通が利くのは推進課ということになります。少なくとも『段取りをつけるまでの間は推進課だよ』ということ、本部にきたあらゆる相談の調整を行いました」

復興推進体制の強化

平成23年7月～9月

定期人事異動と新たな組織改編の実施

7月1日、県は4月から延期していた職員の定期人事異動を実施した。また、各部各課から職員の応援を得て対応してきた災害対策本部事務局機能を専属で担い、引き続き被災地域への応急対策を継続して実施していくため、総務部危機対策課に「震災対策チーム」を設置。さらに震災からの復興に向けた組織体制を整備してい

人事課職員

「増えた業務量に見合う形で人員を投入できないというのが、職員の数自体は急には増えないので、全体のやりくりの中で回していかなくてはなりません。現場としては、組織を変えるより人が欲しかったと思います。職員を補充するのは難しいというのが現実でした。例えば、応急仮設住宅の整備などは（詳細はテーマ『応急仮設住宅の整備・運営』参照）、民間に委託できる部分は民間委託を進めてもらいながら、急増した業務に対応していきました」

「7月に実施した組織改編では、建設型応急

住宅と賃貸型応急住宅への対応や、市町村の

まちづくりを支援する必要があったため、さらに、各部各課からの応援職員が引き揚げた後も災害対策本部機能を継続するために、保健福祉部と土木部、危機対策課にそれぞれ新たな組織を設置しました。あとは、時間の経過とともに、課題がどんどん変わっていきましたので、それに合わせて組織を変えていきました」

「組織的にきっちりしたものを作った方がいいのか、それとも足りないところにどんどん応援に行けるような体制を組んだほうがいいのか、その局面で判断しなければいけないと思います。今思うのは、『組織という形を作らずに応援できる体制があったも良かったのでは?』ということ。それが正しいのかどうかは分かりませんが、そういう対応も選択肢の一つとしてはあったと思います」

被災者生活支援を全庁一丸で

平成23年12月1日

被災者生活支援実施本部の設置

平成23年12月は、県内の避難所閉鎖に伴い、被災者が応急仮設住宅へと生活の場を移す時期に当たっていた。恒久住宅の整備の遅れから、応急仮設住宅での生活が長期化することが想定されており、その生活支援が大きな課題となっていた。12月1日、県は、被災者を取り巻く課題や各分野で行われている被災者支援の取組に関する情報を共有し、被災者の生活再建に向けた効果的な支援を促進するため、宮城県震災復興本部の下部組織として、副知事を実施本部長とする「被災者生活支援実施本部」を設置した。同本部は、その後令和2年度末まで36回の会議

を重ね、被災者の生活再建に係る様々な課題に

対し解決策を検討し、関係各課の調整を図った（令和3年度から被災者生活支援部会へと移行）。

震災復興推進課職員

「12月は、避難所が閉鎖されて被災者の方々が仮設住宅に移られる時期でした。仮設住宅に暮らす期間が相当長くなるだろうということは想定されていたので、その間の生活をどうやってサポートしていくかというのが、大きなテーマだったと思います。保健福祉部には、被災者という大きなカテゴリーがなくて、高齢者や障害者、あるいは子どもといったように担当課が分かれていましたので、被災者支援の総合窓口がどうしても必要でした。それを副知事がトップの実施本部にして、必要であればそこで決めていくと。被災者生活支援を全庁一丸となつてできるように仕事を進めていきました」

「副知事を本部長にして、副本部長を我々の部の震災復興・企画部長にして、その下には生活分野の基本になるということで、震災復興・企画部次長、保健福祉部次長、教育次長を据えました。この3人の次長は被災者支援を進める上で重要な役割を担うキーマンであると部長と話をして、参画してもらいました。被災者生活支援実施本部では、他の課の先行取組を事例にししながら、こういうふうにするべきだという自分たちの考えをきちんと持つた上で、各部署と真つ向から議論を戦わせていきました」

「いろんな格差の問題がありました。情報の格差だったり支援の格差だったり、市町によって復興の進み具合が違ったり、支援の中心も違ったりするんです。もう一つは3県、岩手、宮城、福島でも違っていて、同じ被災者

なのに、となるのです」

「岩手県がいち早く『被災者生活支援ガイドブック』というのを作りました。これがマスコミで報道されて、宮城県としても、すぐに対応し、岩手県に倣って、いろいろな支援策を網羅した冊子を作りました（詳細はテーマ『復興に関する広報・啓発』参照）。福島県では、県外避難者支援を相手厚くやっていました。『それに比べると宮城県は?』という話が避難者から伝わってきて、福島県から教えていただきながら進めました。被災3県がお互いに連携して、良い取組を共有していましたが、より早期段階から、遠慮なく情報共有ができれば良かったと思います」

組織を設置し、県としての姿勢を示す

平成24年10月22日

まちづくり・住宅整備推進本部の設置

平成23年11月の第3次補正予算において、「東日本大震災復興交付金制度」が創設され、翌12月には「東日本大震災復興特別区域法」が施行となる等、被災地のまちづくりを推進するための国の制度が拡充された。平成24年に入ってから、被災地のまちづくりが進む一方、制度の対象とならない被災者との格差が問題となり、県は国に対し、格差是正の要望を行ってきたが、制度改正には至らなかった。県はこうした状況を踏まえ、平成24年10月22日、被災地が取り組むまちづくり及び住宅整備に係る課題への対応策を検討・調整し、国への要望活動を強化するため、宮城県震災復興本部の下部組織として、知事を推進本部長とする「まちづくり・住宅整備推進本部」を設置した。

復興に向けた組織再編の概要

再編日	組織名	新設及び再編目的
平成23年7月1日	(新設) 震災援護室	応急仮設住宅の整備等災害救助法に基づく支援の推進、災害弔慰金や災害障害見舞金の支給等被災者の生活再建を推進するため設置
	(新設) 復興まちづくり推進室	震災により甚大な被害を受けた市町に対して、新しいまちづくりを推進するために必要となる支援を実施するため新設
平成23年9月1日	(新設) 震災廃棄物対策課	膨大な災害廃棄物の適正な処理等について、沿岸市町からの事務委託の進展に伴い、被災地からの災害廃棄物の搬出及び二次仮置場の整備を早急に進めるため新設
平成23年9月12日	(再編) 原子力安全対策課	原発事故に伴う放射性物質汚染の影響が広範囲かつ深刻になりつつあることを踏まえ、県民の不安解消に向けた取組を重点的かつ総合的に行うため、「原子力安全対策室」を「原子力安全対策課」に再編

出典：東日本大震災－宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証（宮城県）

地域復興支援課職員

「まちづくり・住宅整備推進本部自体が具体的に何かをするというより、県として市町が抱えている大きな課題、しかも一つの市町では解決できないような大きな課題を、県が全力でバックアップするという強いメッセージを出すことが、本部立ち上げの一つの目的としてあったと思います。国に対しても市町に対しても県民に対しても、県としての姿勢を見せていくことが重要でした」

「県としては、市町が独自に被災者の住宅再建を支援できるよう、復興交付金の効果促進事業を活用させてほしいと政府に要望を行っていました。すんなりといかない状況が続いていました。国の制度の対象区域の方は支援があつて住宅を移転できますが、対象区域外の方は移転するにしても現地再建するにしても支援がなく、そこを手当しないとまちづくりが進まないということが課題でした。国の制度がない中で、市町が独自に被災者を支援できるのかといえば、財政力がある自治体はできるかもしれませんが、沿岸の被災市町には支援するための財源がないのです。知事の意向もあつて、自分をトップにしたまちづくりに関する本部を立ち上げて、県として被災市町を支援していく姿勢を明確にしながら、一丸となつて国に要望していく、そういう意図が本部立ち上げに込められていました」

支援格差の解消とまちづくりの推進

平成25年2月（令和2年度

復興基金交付金の交付とその後の事業展開

まちづくり・住宅整備推進本部が中心となり、国への要望活動を続けた結果、平成25年2月、東日本大震災復興基金交付金（津波被災住宅再建支援分として709億円が県に交付され、これに県の復興基金19億円を加えた728億円を県から各市町に交付することとなった。これにより、市町による均等かつ手厚い被災者支援が可能となった。

その後、まちづくり・住宅整備推進本部は、復興まちづくり事業カルテの公開や、防災集団移転促進事業による移転元地活用を検討するため五つのワーキンググループ（農地利用、漁業利用公園緑地、産業利用、沿岸集落再生）を設置する等、被災地のまちづくりに関する取組を庁内横断的に展開した。

地域復興支援課職員

「当時、被災市町の中で大きな問題となっていたのは、同じように津波で浸水しているのに、国の制度では道路一本隔てただけで片方はお金が出ているのに片方は出ない、という状況でした。とにかくここをなんとかして突破しなければいけないというのは、県庁にしてみても市町の役所・役場にも同じ考えだったと思います。そうした問題を解消するため、まちづくり・住宅整備推進本部を作ったと言つても過言ではないくらいです。最終的に復興基金交付金という形で国からお金が出るとなったときには、本部の大きな役割は果たしたと思います」

復興まちづくり推進室職員

「当時、復興まちづくり推進室では、防災集団移転事業で買い取った土地をどのように利用していけばいいのか分析していました。この事業で買い取った元地は、市街地であれば利用が進めていきやすいのですが、農業集落や漁業集落に関しては新たな利用方法を考えていかないと需要がないという想定はありました。当然土木部だけでは太刀打ちできないので、庁内で横断的に検討を進めていきました。すると、ワーキンググループを立ち上げ、推進本部にぶら下げました。グループのメンバーが現場に行つて、どうすれば実現できるのか、地元の人たちと検討しました。成果としては、農地でいえば気仙沼の杉ノ下工区、漁業集落でいえば南三陸の伊里前のように、当初ワーキンググループで検討していたものが、後に移転元地の活用につながった例が多数あります」

中長期的課題に対応できる組織とは

平成26年（現在

発生10年を経ての組織改編

県は平成26年度以降、市町の協力を得ながら、防災集団移転元地の利活用状況の推移を調査してきた。令和3年12月時点において、移転元地の約7割の活用が決まっているが（予定も含む）、約3割は活用予定なしとなっている。

まちづくり・住宅整備推進本部は令和2年度末をもって廃止され、移転元地の利活用については各市町で利活用策を十分に検討しているが、今後大規模な公共事業の予定はなく、利活用の進展が難しい状況となっている。今後は継続的

な土地利用の公募や事業者とのマッチングにより、少しずつ地域のニーズに応じた活用を図っていくことが現実的な対応となる。

被災者生活支援実施本部は、令和3年度からは震災復興計画が終期を迎えること等に伴い、「被災者生活支援部会」に移行した。

ハード面については多くの地域で取組が完了した一方、ソフト面については今後も中長期的な対応が必要である。市町村の取組の実情や課題を的確に把握しながら、対応策を講じられる組織づくりが求められている。

復興まちづくり推進室職員

「集団移転では、移転元地に住んでいた方が住宅を別な場所で作っていますから、人口が減っていく中で、元地利用の需要がそれほどはないだろうという予測はありました。市町としても、とても全部使うことはできないし、半分でも使えればいいくらいの感覚だったと思います。元地を買い取ることは、被災者にとつては住宅再建の原資になるので、とても大切なことでしたが、買い取った市町にとつては、余った土地の維持管理をどうしていくのかというのが当時からの課題で、これから県と市町が共に悩み続けていくしかないというのが現状です」

復興支援・伝承課職員

「まちづくり・住宅整備推進本部は令和3年3月に廃止となり、なかなか庁内の関係課が一堂に集まる機会がなくなってきたのですが、復興庁が主体となった官民連携のプラットフォームが設置され、元地利活用の事例を共有しながら、先進事例の勉強を行っています。各市町、県庁内の各担当課、国の各省庁の方々などが集まって、復興関連施策だけではなく、通常の施策で利活用できるものは

ないのかという検討を進めています」

復興まちづくり推進室職員

「なぜ復興まちづくり推進室を立ち上げたかという点、それはある意味『市町を支援するんだ』というメッセージなんです。『とにかくなんでも相談があったらそこに聞いてください』という『なんでも聞く課』みたいな組織を作って、市町に安心してもらいましょうということなんです。それはまさに市町に対するアピールという意味合いがあったと思います。とにかくこれまでの縦割りの組織では、とて10年間に復興は達成できないだろうと思いましたが。復興ではこれまでにない新たな課題が出てきましたので、それに応じて必要な会議を作り直しました。もつといろいろな会議が必要だったのか、もつとこういう組織にすれば良かったのかなど、その検証は私には分かりませんが、事業が膨大に増えて、これまでの組織では賄いきれないので新たに組織を作るというのは必然だったと思います」

災害対応の経験から学んだこと

緊急時における公務員としての覚悟

人事課職員

「もう10年たつて当時のことは大分薄まっていますが、在職中にもう一回この規模の災害がこないとは言えないと思います。公務員である以上、日々目の前にしている仕事以外のことを、ある日突然やれと言われることもあるのだと、実際にあったのだということを感じ分かってほしいと思います」

誰かがやらなければならない仕事だった

人事課職員

「現場に応援を出してくれとお願いに行つた際に、『あなたは現場に行つてないでしょ』『あなたは直接県民から厳しい声を受けたいことがありますか？』などと言われたことでもあります。庁内で怒られても迷惑がられても、誰かがやらなければならない仕事なのでそこは役割に徹しました」

健康管理への意識を高く持つ

職員厚生課職員

「今も毎年ストレスチェックが実施されていますが、『面倒臭いな』『この忙しいときにこれやらなくちゃいけないの』と思つたりします。仕事が忙しいと健康管理は二の次になつてしまいがちですが、大変な現場でがんばっている職員の心のケアにもつながります。職員が倒れてしまつたら、県民の皆さんに適切に対応していくことが難しくなつてしまいますので、健康管理への意識を高く持つてほしいです」

ノウハウを惜しみなく提供する

震災復興推進課職員

「多くの自治体から職員の派遣協力を頂きました。そのとき言われたのは『お互いさま』ということなんです。全国47都道府県と1700を超える市町村がお互いさまと思つて支援していくことが重要だと思つています。特に兵庫県の方からは、『西の兵庫』『東の宮城』になつてくれと言われました。今回の震災で培つたノウハウを惜しみなく提供する、そういう気概で仕事に当たつてくれれば良いと思つています」

す

周りをフォローする役割の意義

地域復興支援課職員

「地域復興支援課がまちづくり・住宅整備推進本部の事務局を担いました。我々は企画部門なので、調整機能が求められました。関わり方としては広く浅くになってしまいましたが、逆にそこに自分たちの役割があったのかなと思つています。まちづくりのコアなところはまちづくりの専門のセクションが担当しますが、それをアピールするとかオソーライズするとかの作業を私たちがやることで、本部全体をスムーズに進めていくことができたと思つています」

さらに10年後、20年後の検証が必要

復興まちづくり推進室職員

「このインタビューも一つの検証だと思つますが、さらに10年後20年後に、今の若い職員たちにもう一度検証してもらいたいと思つます。当事者の私たちでは、この10年間の対応が正しかったのかどうかは評価できません。20年後30年後に人口が減つていったときに、なぜこんな過大なことやつたのか、という評価も出てくるかもしれませんし、発災から10年目を区切りに検証を行うのは必須と思つています」

現職の声

職員数削減の中でも体制を強化

人事課職員

「当時は公務員の定数を削減していきましようという時代背景があつて、平成22年度までが県の定員管理計画の実施期間で、平成23年度からは、新定員管理計画を進めていく予定でした。そこに震災が起こつたので、職員の総数は増やせないという中で、新しいセクションを作っていくというのは本当に大変な作業だつたと思います」

継続的な被災者生活支援を

復興支援・伝承課職員

「被災者生活支援は、震災発生から10年たつたこれからは県全体として取り組んでいくべきだと感じています。課題の内容が、震災に起因するものと、一般の社会的な要因と区別がつかない状況になってきていますので、復興支援・伝承課だけでなく、県庁全体で取り組んでいくべきだと思います。また、当初は市町村の手が回らず、広域として県が取り組んできたところを、今後は市町村に戻していくようなこともやっていかなくてはいけないと感じています」

参照

記録誌等

・東日本大震災―宮城県の6か月間の災害対応とその検証―(宮城県総務部危機対策課・平成24年3月)
・東日本大震災―宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証―(宮城県総務部危機対策課・平成27年3月)



後輩たちへのメッセージ

※所属は本テーマに関する業務に従事した当時のもの

